

(平 14.10.17)
(基礎小 21-2)

外形標準課税関係資料

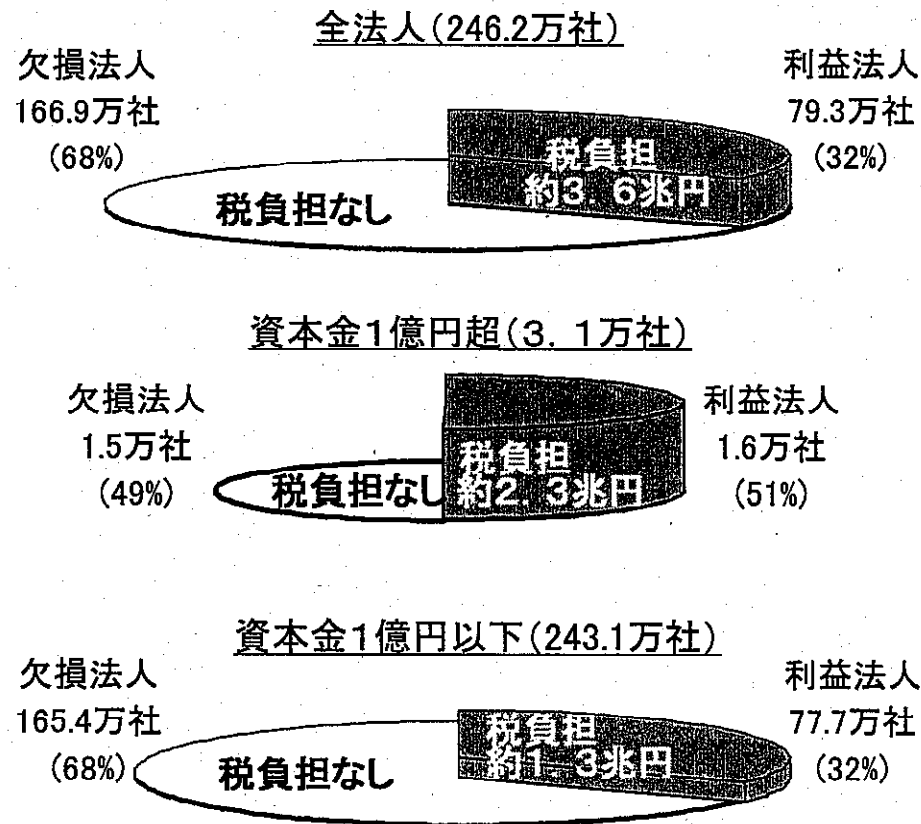
資 料 目 次

法人事業税の改革の背景	1
法人事業税の改革案について	2
旧自治省案（平成12年11月）の概要	3
総務省案（平成13年11月）の概要	4
外形標準課税導入による税負担イメージ（平成13年11月総務省案ベース）	6
平均的な法人の事業税負担のイメージ（総務省案）	7
中小企業関係4団体実施アンケートの概要	8
「赤字法人の平均税負担額161万円」という結果について	9
法人事業税負担の現状	10
所得階層別の法人数と税負担の現状	11
平成14年度の税制改正に関する答申（抄）	12
構造改革と経済財政の中期展望（抄）	12
あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	13
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抄）	13
「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理（抄）	13
「税についての対話集会」会場アンケートの結果	14
（参考）「法人事業税への外形標準課税（総務省案）が導入された場合の税額試算結果」について」（抄）	15

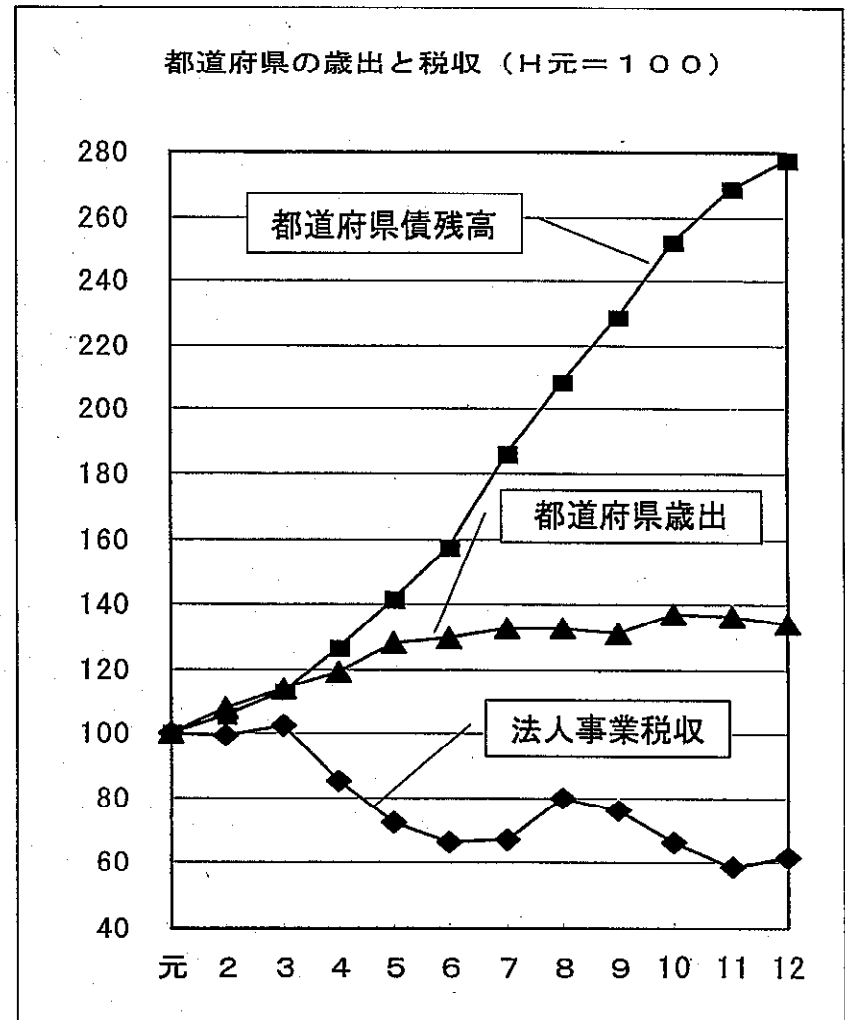
法人事業税の改革の背景

○ 約7割の法人は、行政サービスを受けながら、法人事業税を負担していません。

○ 法人事業税収の減少とともに、都道府県財政も厳しい状況になっています。



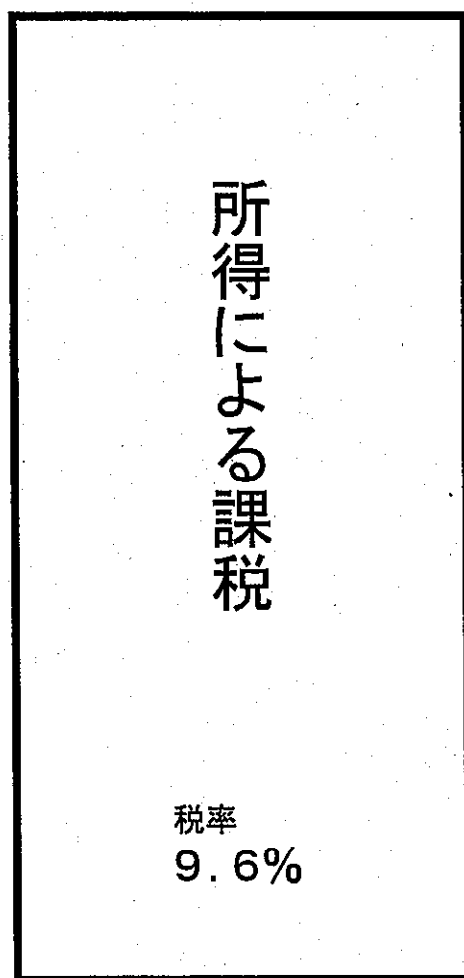
(平成12年度所得課税法人分)
※ 法人数には、特別法人等は含まない。



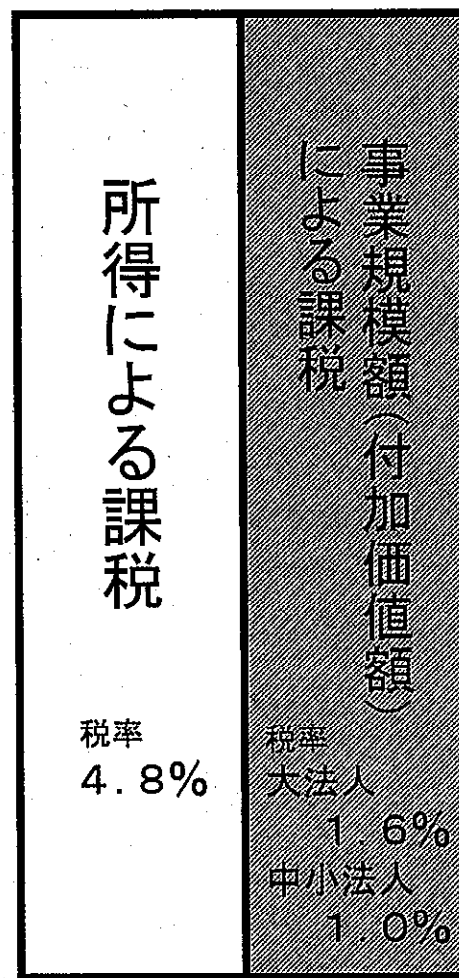
(参考) 平成元年度の法人事業税収を100とした場合、平成12年度は61.8。

法人事業税の改革案について

現 行



旧自治省案

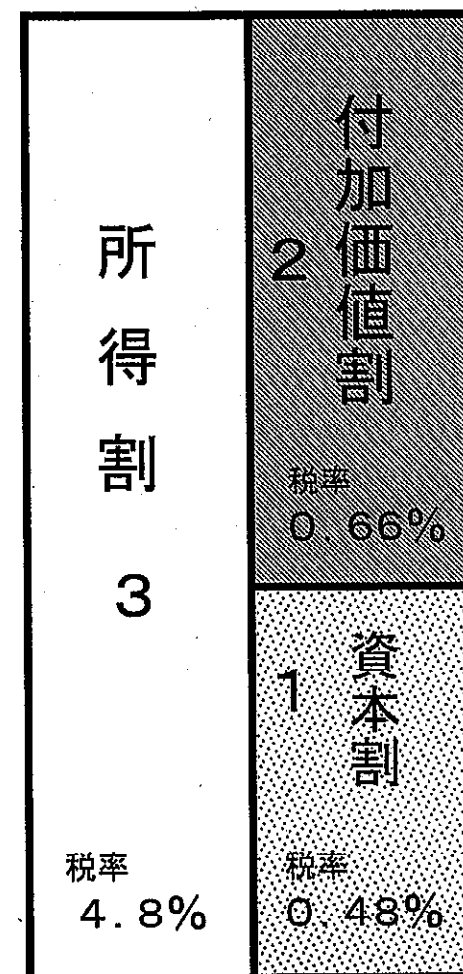


所得基準：外形基準

1:1

2

総務省案



所得基準：外形基準

1:1

旧自治省案(平成12年11月)の概要

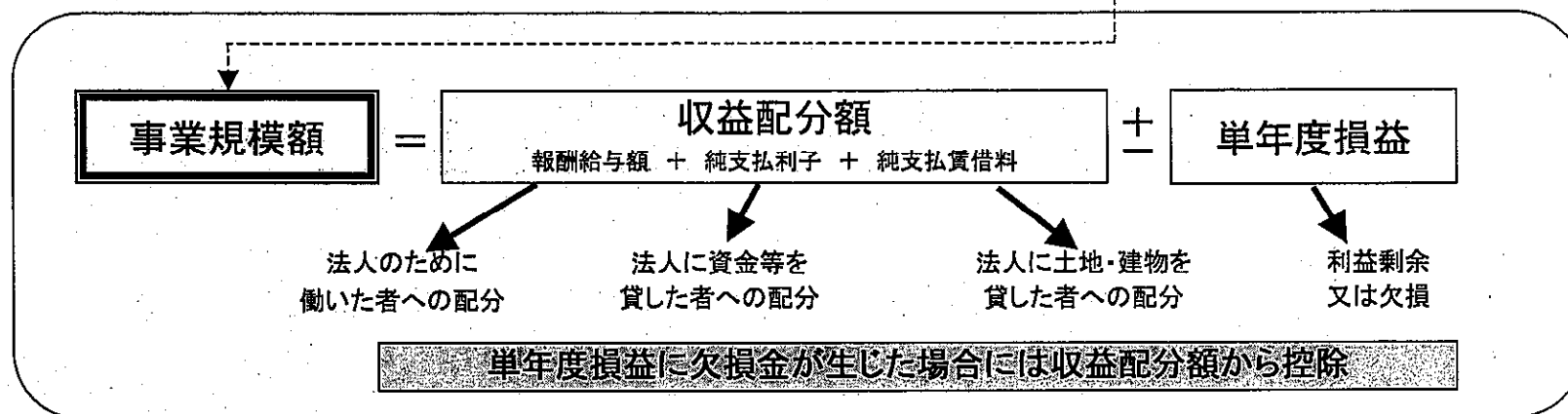
法人事業税のうち所得が課税標準とされているものについて、所得基準と外形基準を2分の1ずつ併用する課税方式

〔この結果、所得に係る税率は2分の1（9.6%→4.8%）に引き下げられる。〕

$$\text{法人事業税額} = \text{所得} \times 4.8\% + \text{事業規模額} \times 1.6\%$$

〔基本税率〕

〔中小法人は1.0%〕



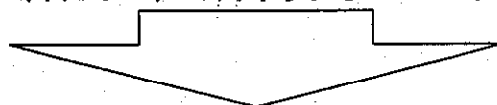
- 資本金1千万円未満の法人（約130万社）は『簡易事業規模額』（税額にして年4.8万円）を選択可
- 「報酬給与額」の割合の高い法人については、雇用への配慮として「収益配分額」から一定額を控除する制度（雇用安定控除）を適用

総務省案(平成13年11月)の概要

<具体的なポイント>

「賃金への課税ではないか」との懸念や「担税力にも配慮すべきではないか」との意見に配慮し、資本割を併用。

(概ね、所得割 3 : 付加価値割 2 : 資本割 1)



- ① 法人事業税額に占める給与分の割合を大幅に引下げ
(2割程度に)
- ② 大法人・中小法人の税負担割合を変更することなく、課税の仕組みを簡素化
(大・中小法人とも同一税率、雇用安定控除なし)

これにより、税率は、次のようになる。

所得割	4. 8 % (現行の 1 / 2)
付加価値割	0. 6 6 %
資本割	0. 4 8 %

なお、次の点については、旧自治省案の考え方を踏襲。

「**税収中立（増税目的ではない。）**」

本改革案は、過去の平均的な税収の確保を目指すものであり、増税を目的とするものではない。現行の所得課税を維持した場合に比べ、経済状況等にかかわらず税収の安定化が図られる。

「**小規模法人への特例**」

資本金1000万円未満の法人については、付加価値割額及び資本割額の合計額に代えて、定額年4.8万円（簡易外形税額）を選択できる。

「**企業再建・ベンチャーへの配慮**」

赤字が3年以上継続する法人や創業5年以内の赤字ベンチャー企業のため、経営が軌道に乗ってから納税できるよう、新たな徴収猶予制度を創設（最長6年間の徴収猶予）。

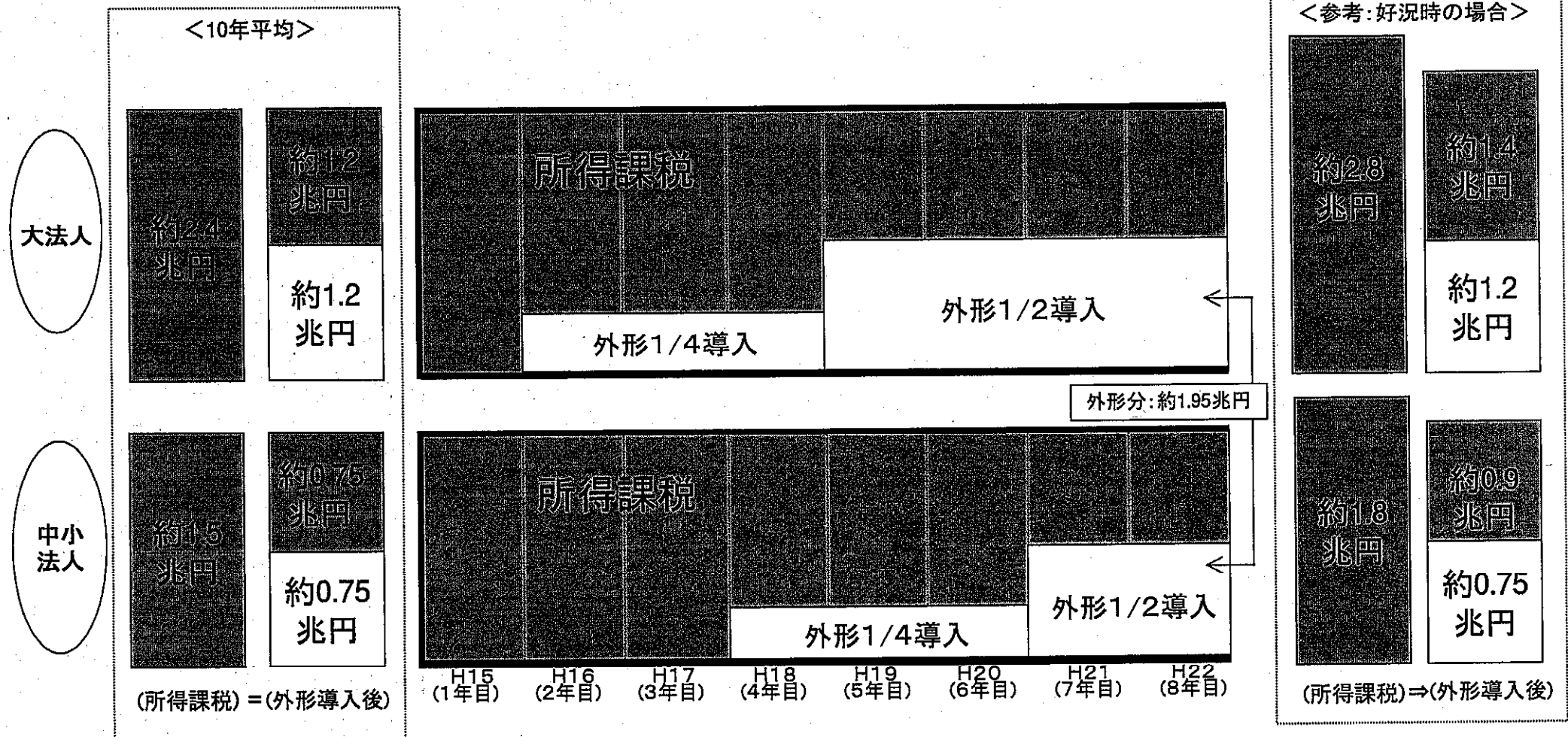
「**経過措置**」

現下の経済状況等を勘案しつつ、できるだけ円滑な導入を図るため、実施当初3年間は段階的に導入することとする。この間、外形基準の導入割合は1/4とする。

なお、中小法人については、大法人より2年遅れて導入を開始。

外形標準課税導入による税負担イメージ(平成13年11月総務省案ベース)

- 制度化後7年目で外形標準課税本格導入
- 外形標準課税の税率水準は、景気の上昇と下降の両局面を包含する平成元年度から10年度までの改革対象法人の平均税収(現行税率換算・物価補正後)に基づき設定(平均税収の1/2を外形標準化)
- 大法人・中小法人ごとに税収中立



平均的な法人の事業税負担のイメージ（総務省案）

資本金区分	資本等の金額	売上高	従業者数	欠損法人の平均税負担	利益法人の平均税負担
1 千万円未満	約360万円	約8,400万円	約7人	ゼロ ⇒ 最大 <u>4.8万円</u> (約0.06%)	約30万円 ⇒ 約20万円 〔約180万円〕
1 千万円以上 5 千万円未満	約1,450万円	約4億円	約18人	ゼロ ⇒ <u>37万円</u> 程度 (約0.09%)	約170万円 ⇒ 約130万円 〔約780万円〕
5 千万円以上 1 億円未満	約7,250万円	約25億円	約81人	ゼロ ⇒ <u>177万円</u> 程度 (約0.07%)	約980万円 ⇒ 約700万円 〔約5,150万円〕
1 億円以上 1 0 億円未満	約3.1億円	約80億円	約191人	ゼロ ⇒ <u>550万円</u> 程度 (約0.07%)	約3,000万円 ⇒ 約2,550万円 〔約1億4,700万円〕
1 0 億円以上	約180億円	約940億円	約1,340人	ゼロ ⇒ <u>1億円</u> 程度 (約0.1%)	約4億円 ⇒ 約3億600万円 〔約21億円〕

※1 資本等の金額、売上高等は「法人企業統計年報(平成11年度)」(大蔵省)等から平均値を推計

※2 ()内の数値は売上高に対する欠損法人の税負担割合

※3 []内の数値は法人税・住民税法人税割も含めた現行の平均税負担額

中小企業関係4団体実施アンケートの概要

調査の概要

調査時期 : 平成14年2月～6月

調査回答数 : 13,096 社

<内訳> 赤字法人 5,759 社
黒字法人 7,337 社

調査結果のポイント

- 赤字法人について、外形標準課税が導入されると、全産業ベースで1社あたり平均約161万円の増税になる。赤字法人は、現行制度のもとでは税額はゼロのため、1社あたりの税負担額は161万円増加することになる。
- 黒字法人のうち、増税、すなわち、外形標準課税導入に伴い、現在よりも税負担が増える法人が5,617社（黒字法人のうち77%）。減税、すなわち税負担が減少する企業が1,720社（黒字法人のうち23%）であった。

<調査結果の留意点>

本結果は、外形標準課税が導入された場合の法人の税負担の変化について、回答を寄せた13,096社の実データに基づきとりまとめたものであり、法人事業税への外形標準課税を導入した場合のわが国の法人全体で見た平均税額及びその増減傾向を示すものではない。

※「法人事業税への外形標準課税(総務省案)が導入された場合の税額試算結果」について(平成14年8月28日 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会)より抜粋。

「赤字法人の平均税負担額161万円」という結果について

中小企業関係4団体実施アンケートの結果における各資本金区分別の平均税負担額を前提とした場合であっても、アンケート回答欠損法人の分布を現実の欠損法人の分布に置き直すことにより、欠損法人1社あたりの平均税負担額は大幅に減少する。

これは、アンケート回答欠損法人の分布の方が、現実の欠損法人の分布よりも規模の大きい法人割合が高いためである。

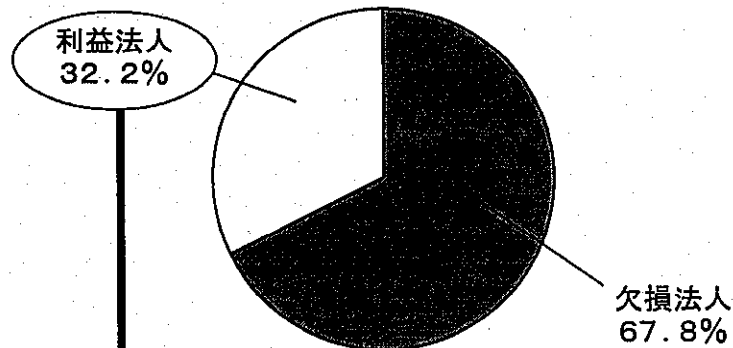
(アンケート結果)		(現実の欠損法人分布)	
資本金区分	法人数割合		法人数割合
1千万円未満	43.1%		58.3%
1千万円以上2千万円未満	31.6%		33.8%
2千万円以上5千万円未満	15.2%		5.5%
5千万円以上1億円未満	4.5%		1.3%
1億円以上10億円未満	4.5%		0.9%
10億円以上	1.1%		0.2%
欠損法人1社あたりの平均税負担額			約53万円
約161万円			

※1. 現実の欠損法人分布と比較するため、アンケート結果の資本金区分を統合するとともに、アンケート結果の資本金区分別平均税負担額を加重平均して統合後の各資本金区分別平均税負担額を算出。

※2. 現実の欠損法人分布は、「平成12年度 道府県税の課税状況等に関する調」(総務省)による。ただし、資本金1千万円以上2千万円未満、2千万円以上5千万円未満の区分については、資本金1千万円以上5千万円未満の法人数を「平成12年 法人企業の実態」(国税庁)に基づき按分。

法人事業税負担の現状

① 全法人の約7割が欠損法人

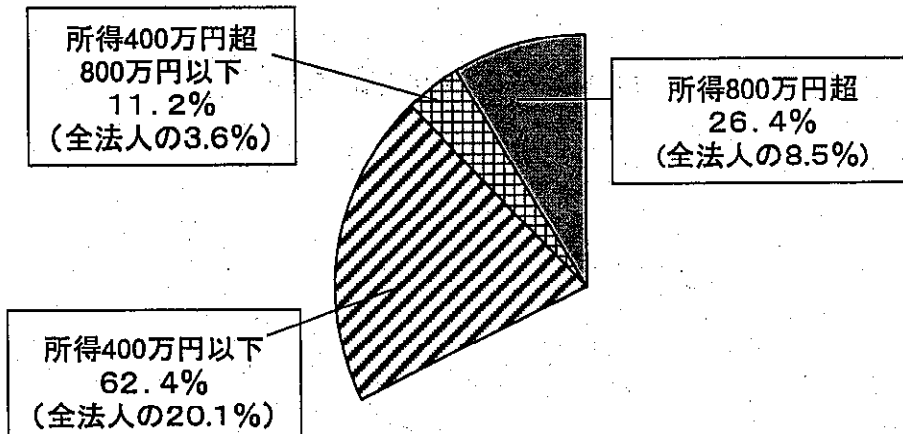


【所得課税法人の内訳】

	法人数割合
欠損法人	67.8%
利益法人	32.2%

② 利益法人の約6割が所得400万円以下

《 利益法人の法人数割合 》



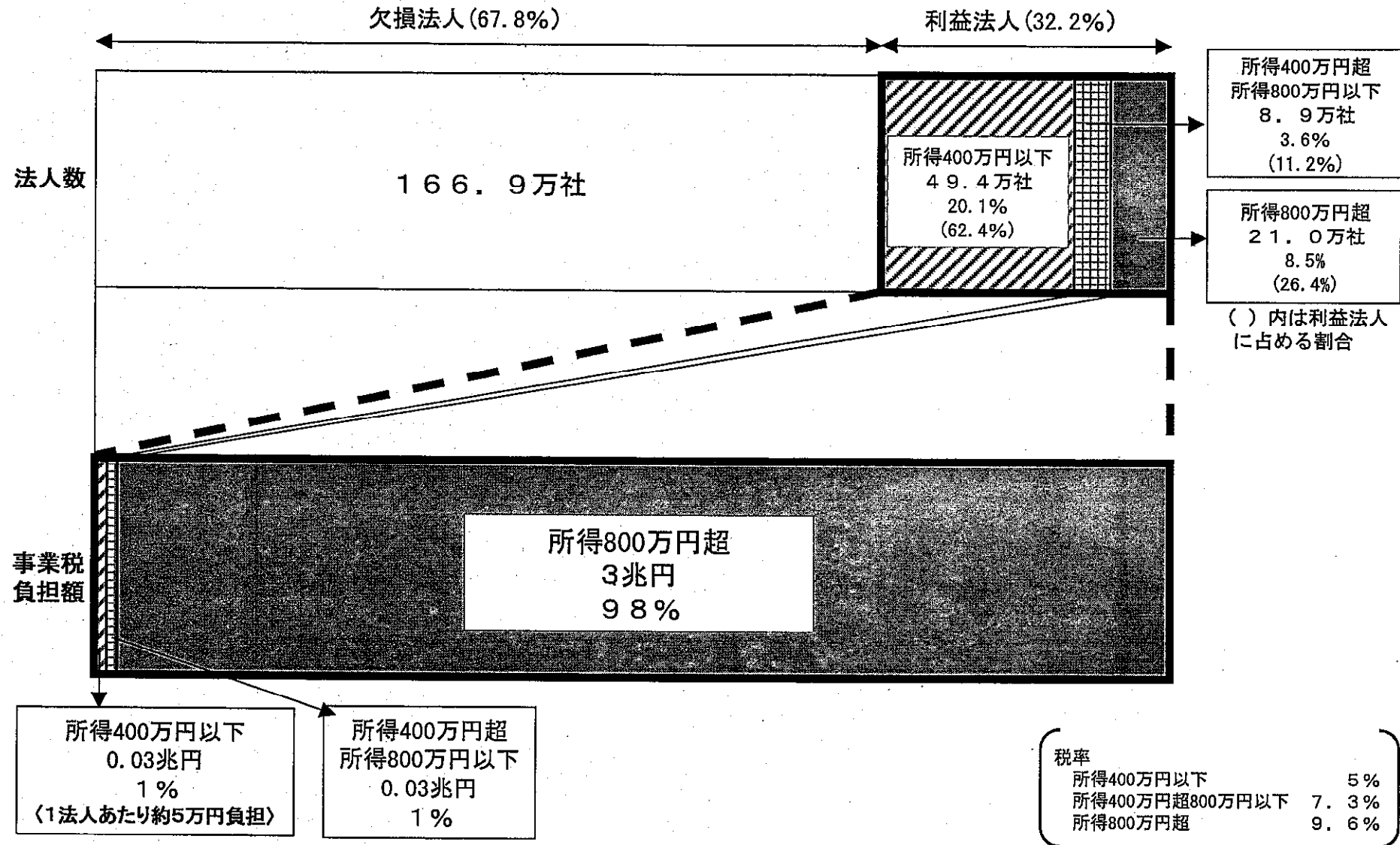
【利益法人の内訳】

	法人数割合	税負担割合
所得400万円以下 (税額約20万円以下)	62.4%	0.9%
所得400万円超 800万円以下 (税額約49万円以下)	11.2%	0.9%
所得800万円超	26.4%	98.2%

⇒ 1法人あたり平均
約5万円の税負担

※ 「平成12年度 道府県税の課税状況等に関する調」により作成。

所得階層別の法人数と税負担の現状



※ 平成12年2月1日から平成13年1月31日までの間に事業年度が終了した所得課税法人（特別法人等を除く）の現事業年度分（確定申告のあったもの）についての計数であり、「平成12年度 道府県税の課税状況等に関する調」（総務省）による。

平成14年度の税制改正に関する答申(抄) (平成13年12月 政府税制調査会)

二 平成14年度税制改正

2. 法人課税

(3) 外形標準課税

(略)

外形標準課税の導入は、景気の状態が厳しいこともあり、国・地方を通じる税制の抜本的改革と一体的に行うことが適当との意見もあった。しかしながら、課税の不公平の是正、税収の安定化を図るとともに、努力した企業が報われる税制の確立、真の地方分権の実現に資するため、早期に導入すべきである。

構造改革と経済財政の中期展望(抄) (平成14年1月 閣議決定)

3. 構造改革を中心とする経済財政政策の在り方

(6) 地方行財政制度の改革

(国・地方の役割分担に応じた地方財源の在り方)

(略)

法人事業税の外形標準課税については、今後、各方面の意見を聞きながら検討を深め、具体案を得たうえで、景気の状態等も勘案しつつ、平成15年度税制改正を目途にその導入を図る。

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）（平成14年6月 政府税制調査会）

二 法人課税

2. 法人事業税 —外形標準課税の導入—

法人事業税への外形標準課税の導入は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化、経済の活性化・経済構造改革の促進などの重要な意義を有する改革である。外形基準の導入により、約7割の法人が法人事業税を負担していないという「税の空洞化」の是正を図り、努力した企業が報われる税制を確立する。外形標準課税は、受益と負担の関係を明確にして真の地方分権の実現に資するため、早急に導入すべきである。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抄）（平成14年6月 閣議決定）

第3部 税制改革の基本方針

5. 税制改革及びそれに関連する検討項目

(1) 持続的な経済成長を実現するために

「広く薄く簡素に」の観点から、所得税・住民税・法人に対する課税の負担構造を検討する。法人に対する課税については、その実効税率の引下げと課税ベースの拡大を検討する。その一環として、法人事業税の外形標準課税について、「改革と展望」に示した考え方に沿って検討する。

（以下略）

「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理（抄）（平成14年9月 政府税制調査会）

～総理指示5項目を中心に「対話集会」を踏まえて～

2. 外形標準課税

（略）

(4) これらを踏まえ、外形標準課税については、その内容について必要な検討を加え、その意義の更なる周知に努め、早急に導入すべきである。

「税についての対話集会」会場アンケートの結果

～外形標準課税部分抜粋～

2. 法人課税

■ 外形標準課税の導入について

(4) 現在、法人の約7割が赤字のため、法人税や法人事業税を負担していません。そこで、法人事業税について、従来の所得に課税する方法から、所得以外の事業の規模を表す基準により、広く薄く課税する「外形標準課税」の導入が検討されています。これについてどうお考えですか？

	(%)					
	秋田	金沢	広島	長崎	那覇	平均
① 零細法人や赤字法人に過度な負担となるおそれがあるので反対	21	8	10	17	16	14
② 赤字法人といえども、地方の公的なサービスを受けているので、広く薄く公平に負担を求めるために導入すべき	21	49	45	45	30	39
③ 赤字の零細法人などに特例を設け、過度の負担にならぬよう配慮すれば、導入してもよい	51	40	43	37	51	44
④ その他	7	3	1	1	3	3

(参考) 「法人事業税への外形標準課税(総務省案)が導入された場合の税額試算結果」について(抄)
(平成14年8月28日 日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会)

2. 赤字法人／資本金規模別増税額

資本金1,000万円～2,000万円では約52万円の負担増になる

- 増税額を資本金規模別に見ると、資本金1,000万円以上2,000万円未満で52.3万円となっており、以下、資本金額が大きくなるほど、増税額も概ね大きくなっている。
- 資本金1,000万円未満では、簡易外形税額(付加価値割額と資本割額の合計の代わりに定額4.8万円を選択できる)制度により、増税額は、4.6万円となっている。

＜表2 外形標準課税が導入された場合の1社あたり増税額・資本金規模別＞

	法人数	資本金額 (万円)	従業員数 (名)	現行税 額(A)	外形標準課税(総務省案)導入後の税額(円)				増税額 (B-A・円)
					所得割 額(①)	付加価値割 額(②)	資本割額(③)	税額(①+② +③=B)	
全規模	5,759	6,486	34	0	0	1,610,925		1,610,925	1,610,925
1000万円未満	2,484	386	6	0	0	45,722		45,722	45,722
1000万円～2000万円未満	1,817	1,085	16	0	0	464,198	59,203	523,401	523,401
2000万円～3000万円未満	451	2,142	28	0	0	892,563	143,489	1,036,052	1,036,052
3000万円～4000万円未満	247	3,183	38	0	0	1,184,403	173,735	1,358,138	1,358,138
4000万円～5000万円未満	175	4,358	65	0	0	1,972,963	283,787	2,256,750	2,256,750
5000万円～6000万円未満	94	5,101	61	0	0	1,819,407	350,177	2,169,584	2,169,584
6000万円～7000万円未満	49	6,231	85	0	0	2,568,253	431,885	3,000,138	3,000,138
7000万円～8000万円未満	33	7,251	67	0	0	2,374,702	354,475	2,729,177	2,729,177
8000万円～9000万円未満	39	8,182	106	0	0	3,348,481	457,661	3,806,142	3,806,142
9000万円～1億円未満	46	9,413	131	0	0	3,905,608	560,808	4,466,416	4,466,416
1億円～3億円未満	156	16,836	185	0	0	6,921,835	913,822	7,835,657	7,835,657
3億円～10億円未満	104	51,148	310	0	0	12,663,469	3,154,764	15,818,233	15,818,233
10億円以上	64	346,621	592	0	0	26,153,687	26,232,347	52,386,034	52,386,034